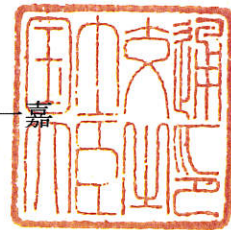


認 定 書

国住指第 1919 号
令和元年 11 月 1 日

因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 喜多 肇一 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ハ（防火区画貫通部 1 時間遮炎性能）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PS060WL-1084
2. 認定をした構造方法等の名称
給水管・排水管／黒鉛含有ブチルゴムシート・シーリング材充てん／壁準
耐火構造／貫通部分
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：
給水管・排水管／黒鉛含有ブチルゴムシート・シーリング材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

2. 寸法等の仕様：
寸法等の仕様を表1に示す。

表1 寸法等の仕様

項 目		仕 様
開口部	形状	円形 (φ62mm以下)
	面積	0.00302m ² 以下
配管と壁との隙間の寸法 (クリアランス)		3～10mm
占積率		76.6%以下
貫通する壁の構造等		建築基準法施行令第112条第2項に掲げる基準に適合する壁構造 (60分) 又は建築基準法第2条第七号の規定に基づく壁構造 (60分) (ただし、強化せっこうボード及び軽量鉄骨下地に限る) 厚さ100mm以上

3. 構成材料の仕様：
構成材料の仕様を表2に、配管等の仕様を表3に示す。

表2 構成材料の仕様

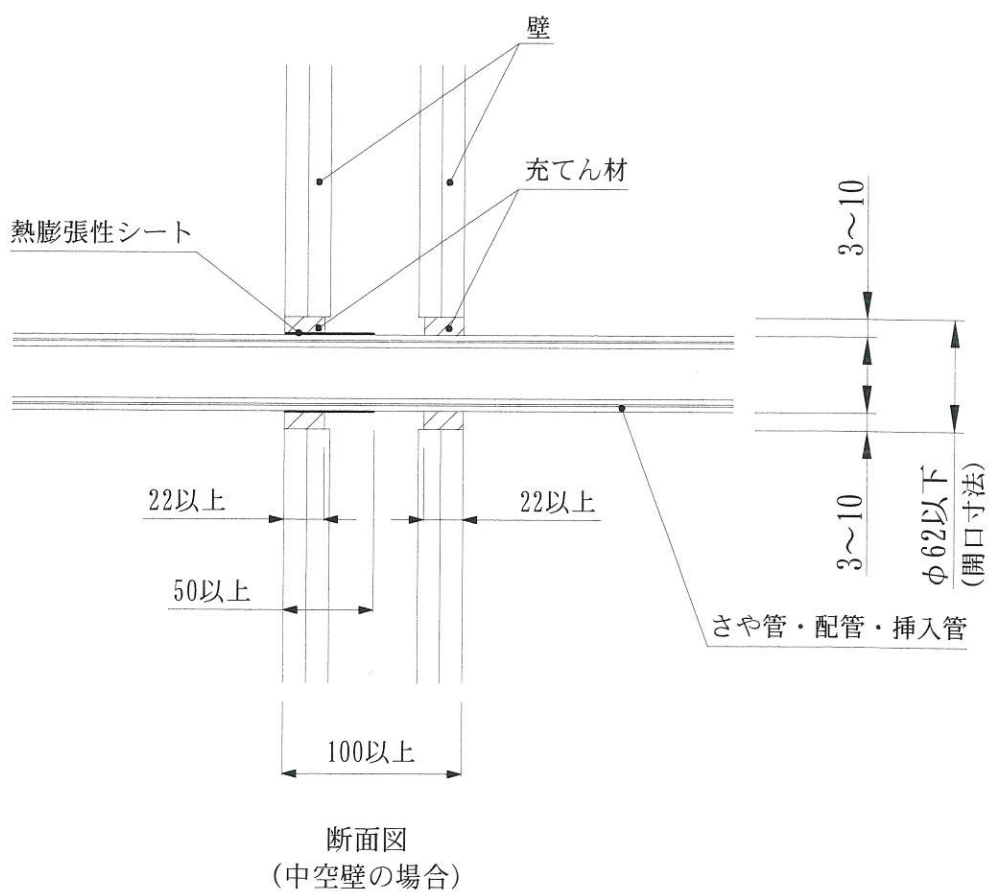
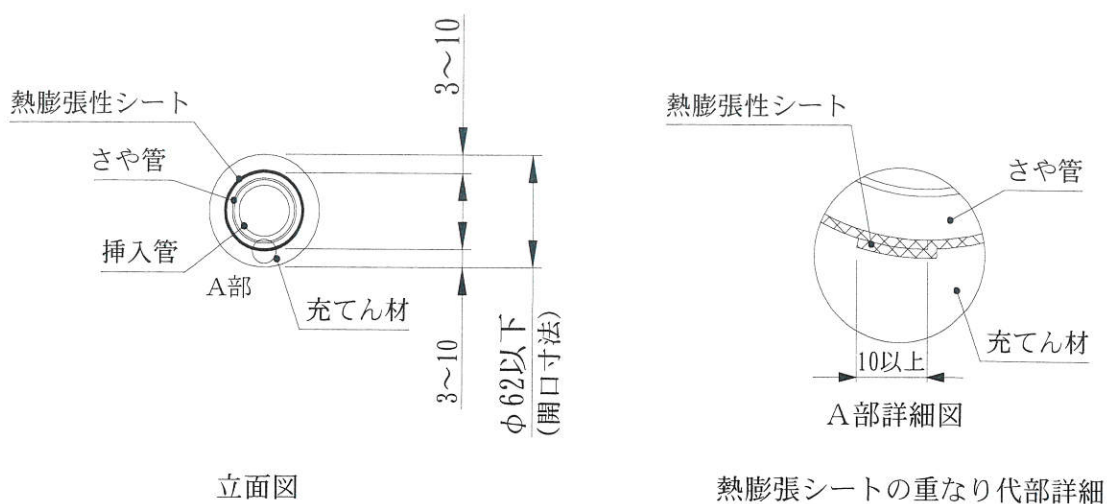
項 目		仕 様	
熱膨張性 シート		材料	化粧材付黒鉛含有ブチルゴムシート
		寸法	総厚さ：1mm以上 幅：50mm以上 (埋設部50mm以上) ただし、裏面材は露出部側に10mm以下伸ばしてもよい
		使用箇所	配管等に1周+10mm以上巻き付け
	表面材 (充てん材側)	材料	仕様：あり又はなし ①～③のー ①ポリオレフィン系繊維強化アルミニウム系テープ ②アルミニウム系テープ ③ガラス繊維強化アルミニウム系テープ
		厚さ	0.3 (±0.15) mm以下
	シート	材料	黒鉛含有ブチルゴムシート
		厚さ	1mm以上
		密度	
		組成 (質量%)	
	裏面材 (配管側)	材料	仕様：あり又はなし ①～③のー ①ポリオレフィン系ーポリエステル系積層フィルム ②ポリエステル系フィルム ③ナイロン系フィルム
		厚さ	0.05 (±0.03) mm以下
	充てん材	材料	建築用シーリング材 (JIS A 5758) 種類：シリコーン系
		充てん量	隙間に密に充てん (壁の両側に22mm以上)

表3 配管等の仕様

項 目	仕 様				
配管等	(給水管・排水管・さや管・挿入管) 配管等の種類	さや管 (合成樹脂可とう管) (JIS C 8411 CD 管に規定された要求性能を 満足するもの) 材質：ポリエチレン系樹脂	外 径	φ42.0mm以下	—
		ポリブテン管 (JIS K 6778) (電線管又はさや管に挿入できる)		φ34.0mm以下	2.95mm以下

4. 構造説明図：
構造説明図を図1及び図2に示す。

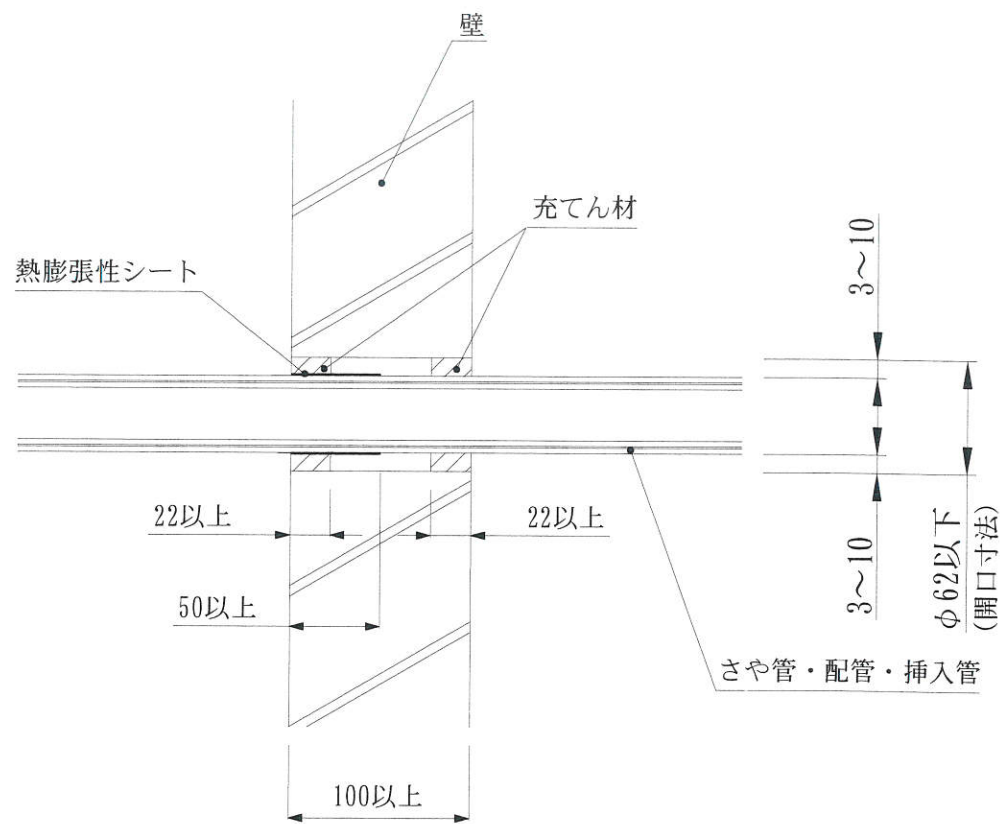
単位 mm



注) ケーブル・電線管・さや管・配管・挿入管の配置の一例を示す

図1 構造説明図 (施工図)

単位 mm



断面図
(中空壁以外の場合)

注) ケーブル・電線管・さや管・配管・挿入管の配置の一例を示す

図2 構造説明図 (施工図)

5. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

- (1) 貫通開口部の設定
ボイド管やコアドリル等を用いて貫通孔を設ける。
- (2) 配管等の設置
配管等サイズ、本数及び占積率を考慮して貫通開口部に、配管等を設置して支持・固定する。
- (3) 熱膨張性シートの巻き付け
熱膨張性シートを配管に対して一周+10mm 以上巻き付けて裏面材を破りシート部を張付けて固定する。この時、熱膨張性シートと配管との間に隙間がないように注意し確認する。
- (4) 熱膨張性シートのスライド
熱膨張性シートを配管に沿わせて熱膨張性シートの先端が壁面と同一面になるようにスライドさせる。
- (5) 埋め戻し
貫通開口部と熱膨張性シートの隙間に、壁厚方向 22mm 以上充てん材で埋め戻しする。
埋め戻し部に隙間が無いことを確認して仕上げる。